

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、個人番号を利用することができる事務として新たに準法定事務（同法第9条第1項に規定する準法定事務をいう。）が追加されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年滋賀県条例第61号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務の一部の削除等を行うこととします。（別表第1および別表第2関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
知事	(1) 省略 <u>(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 省略</u>	知事	(1) 省略 (削除) (削除) <u>(2) 省略</u>
教育委員会	(1)・(2) 省略 <u>(3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(5) 省略</u>	教育委員会	(1)・(2) 省略 (削除) (削除) <u>(3) 省略</u>

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	(1) 特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
	(2) 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 滋賀県使用料および手数料条例第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学し	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	特定個人番号利用事務	当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
教育委員会	滋賀県使用料および手数料条例第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	<u>た者に対する就学支援金に 相当する額の支援金の支給 に関する事務であって規則 で定めるもの</u>	
	<u>(3) 国立または公立の高等学 校等（特別支援学校の高等 部を除く。）の生徒または 学生の保護者等に対する奨 学のための給付金の支給に 関する事務であって規則で 定めるもの</u>	<u>就学支援金関係情報であって 規則で定めるもの</u>